

第4回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月20日（金）午前10時00分から午前11時25分
2. 開催場所 壬生町役場 第3会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 3人
青木幸一推進委員、石井隆二推進委員、大関孝男推進委員
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第1号 非農地証明願いの件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
報告第5号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願の件について
報告第6号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 小谷野紀雄、主幹兼農地調整係長 赤羽根和男、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要

○議長 ただ今から、平成29年度第4回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
出席委員10名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長 それでは、5番 大橋幸子 委員、6番 清水利通 委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の赤羽根主幹と岡局長補佐を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

○事務局長

議案書1ページをご覧ください。会務報告を申し上げます。

農地パトロールについて

9月1日（金）：南犬飼地区、9月22日（金）：壬生地区、9月24日（日）：稲葉地区において、各々地区農業委員及び地区推進委員全員の参加で実施しました。

9月29日（金）：農業者年金加入推進特別研修会が宇都宮市コンサーレで開催され、篠原正明農業委員、中川久枝農業委員、事務局から岡局長補佐が出席しました。

9月29日(金):下都賀3市2町農業委員会・職務代理・事務局長合同情報交換会が壬生町匂香において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、清水利通農業委員、事務局から私と岡局長補佐が出席しました。

ゆうがおマラソン配布用壬生菜作付け作業について

9月30日(土):耕起・施肥作業を青木幸一推進委員が実施しました。

10月2日(月):マルチ作業を梁島源智会長、青木幸一推進委員が実施。

10月6日(金):播種作業に梁島源智会長、早乙女誠職務代理、刀川正己農業委員、篠原正明農業委員、大橋幸子農業委員、青木幸一推進委員、川嶋敏雄推進委員、石井隆二推進委員、戸崎浅一推進委員、中嶋幸平推進委員、木野内佳代子推進委員、大関孝男推進委員、大垣秀夫推進委員が出席されました。

10月13日(金):新規就農者支援に係る打合せ会議が役場ひばり館会議室で開催され、梁島源智会長、篠原正明農業委員、清水利通農業委員、事務局から私が出席いたしました。

10月16日(月):農地法5条許可申請に伴う現地調査委員会が役場第2会議室及び現地において開催され、大久保幸雄農業委員、大橋好一農業委員、中川久枝農業委員、事務局から私と赤羽根主幹が出席しました。

10月16日(月):農業振興地域整備計画変更に関する現地調査委員会が役場第2会議室及び現地において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、琴寄成人農業委員、刀川正己農業委員、清水利通農業委員、事務局から私と赤羽根主幹、農政課から人見主幹と川又主事が出席しました。

○議長 たいまの報告について、何かご発言ございますか。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局(赤羽根主幹兼農地調整係長)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。

9月5日(火)締切の段階で、農地法第3条の規定による許可申請は3件の申請がありました。議案書の記載に従いまして、ご説明申し上げます。

第1項:譲渡人_____氏(____)、譲受人_____氏(____)

土地の表示 大字下稲葉 畑 1筆 823㎡

交換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働1人

第2項:譲渡人_____氏(____)、譲受人_____氏(____)

土地の表示 大字下稲葉 畑 1筆 899㎡

交換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第3項:譲渡人_____氏(____)、譲受人_____氏(____)

土地の表示 大字安塚 畑 1筆 2,013㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人

なお、第1項から第3項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。

詳細は議案書のとおりです。以上、説明とさせていただきます。

○議長 それでは、第1項及び第2項案件は関連がありますので、一括議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに
補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第1項及び第2項の案件についてご報告いたし
ます。

去る10月15日に譲渡人_____氏、譲受人_____氏立ち会いのもと、私と
中嶋幸平推進委員で現地確認をいたしましたのでご報告いたします。

チェックシートに従い確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないこと
を確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
それでは、第1項及び第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、
発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1項及び第2項について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項及び第2項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第3項を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに
補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 大久保幸雄 委員

○7番 大久保幸雄 委員
第3項の案件についてご報告いたします。
去る10月18日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と中川義人推進委員で現
地確認をいたしましたのでご報告いたします。

チェックシートに従い確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないこと
を確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいま
の説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原
案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

10月5日（木）締切の段階で、農地法第5条の規定による許可申請は1件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：賃貸人 _____氏（_____）

賃借人 _____氏（_____）

土地の表示 大字安塚 畑 1筆 1,853㎡

赤玉土、鹿沼土の採取及び土砂等の埋立のための賃借権の設定1年

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る10月16日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、7番 大久保幸雄委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、10月16日（月）私と大橋好一委員、中川久枝委員、小谷野紀雄事務局長、赤羽根和男主幹の5名で調査いたしました。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第2種農地ですが、園芸用土採取のための一時転用であり、保安距離・保安角度・掘削深さを遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。以上

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。

事務局より一括議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

議案第3号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件につきまして、ご説明いたします。

農地用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外につきましては、第1番から第3番までの3筆が分家住宅敷地のための除外となっています。

第4番の3筆については資材置場、第5番の2筆については農家用住宅敷地、第6番から第8番の3筆については太陽光発電施設のための除外となっており、第4番から第

8番までについては、20年以上農地として利用しておらず、農地への復元が困難と思われることから、非農地見込となっております。

次に、農用地区域の変更明細、編入については、第1番から第55番までの55筆が山崎堰の改修計画に伴い国庫補助を活用するために編入するものであります。

第56番から第58番までの3筆については、国庫補助を活用してイチゴのハウスを建設するために編入するものであります。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る10月16日の調査委員会において調査済ですので、まずは農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第1番について、2番 刀川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

議案第3号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、10月16日（月）私と梁島源智会長、早乙女誠職代利、清水利通委員、琴寄成人委員、小谷野紀雄事務局長、赤羽根和男主幹、農政課人見恭司主幹、川又智裕主事の9名で調査いたしました。

農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第1番の詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりであり、農振法第13条の第2項の規定にある

- ・農用地以外に供することが必要かつ適当であって農用地以外に代替する土地がないこと。
 - ・農用地の集団化及び農作業の効率化その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
 - ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。
 - ・農用地の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
 - ・土地基盤整備事業が完了した年度の翌年から起算して8年が経過していること。
- 等の農振除外要件を満たしていると思われまますので、調査委員会としては、除外やむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第1番については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 続いて、農用地区域の変更明細、第2番について、2番 刀川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第2番の詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりであり、農振法第13条の第2項の規定にある農振除外要件を満たしていると思われまますので、調査委員会としては、除外やむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第2番については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 続いて、農用地区域の変更明細、第3番について、2番 刀川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第3番の詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりであり、農振法第13条の第2項の規定にある農振除外要件を満たしていると思われまますので、調査委員会としては、除外やむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第3番については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 続いて、農用地区域の変更明細、第4番について、2番 刀川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第4番の詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりであり、農振法第13条の第2項の規定にある農振除外要

件を満たしていると思われまますので、調査委員会としては、除外やむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第4番については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 続いて、農用地区域の変更明細、第5番について、2番 刀川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第5番の詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりであり、農振法第13条の第2項の規定にある農振除外要件を満たしていると思われまますので、調査委員会としては、除外やむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第5番については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 続いて、農用地区域の変更明細、第6番から第8番については、関連がありますので、一括して2番 刀川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第6番から第8番の詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりであり、農振法第13条の第2項の規定にある農振除外要件を満たしていると思われまますので、調査委員会としては、除外やむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第6番から第8番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第6番から第8番については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、農用地区域の変更明細、編入についてのうち、第1番から第55番までについては関連がありますので、一括して2番 刀川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

農用地区域の変更明細、編入についての第1番から第55番の詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりであり、国庫補助金を活用して山崎堰を改修し、効率的・継続的に営農していくことが目的であるため、調査委員会としては、編入やむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、編入についての第1番から第55番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、編入についての第1番から第56番は、原案のとおり編入「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 続いて、農用地区域の変更明細、編入についての、第57番から第59番についても関連がありますので、一括して2番 刀川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

農用地区域の変更明細、編入についての第56番から第58番の詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおりであり、国庫補助金を活用してイチゴハウスを建設することを目的とした編入であるため、調査委員会としては、編入やむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、編入についての第56番から第58番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号のうち、農用地区域の変更明細、編入についての第56番から第58番は、原案のとおり編入「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局 (赤羽根主幹兼農地調整係長)

議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細毎にご説明いたします。

再設定の賃借権分については、3件、合計28筆、面積合計22,177㎡

新規の使用貸借権分については、1件、合計2筆、面積合計3,019㎡

所有権移転分については、3件、合計4筆、面積合計3,383㎡

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ありがとうございます。農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第5の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の17ページの1件がございました。内容については、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりますので、事務局長専決により証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員
第1項案件について、願出人_____氏立ち会いのもと、去る10月9日に、私と細井秀男推進委員で現地調査をしてまいりました。
願い出のとおり、昭和46年から _____となっていたことを確認いたしましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に、日程第7の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の18ページの2件がございました。内容については、記載のとおりいずれも相続による農地の権利取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページの1件がございました。内容については記載のとおり、市街化区域内農地の自己用の転用届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第9の報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の20ページから21ページの7件がございました。内容については記載のとおり、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 次に、日程第10の報告第5号「農地法第4条の規定による許可処分の取消届の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第5号「農地法第4条の規定による許可処分の取消届の件について」は、議案書の22ページ上段の1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、願出のとおり事務局長専決により許可処分を取消しました。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号を終わります。

議長 次に、日程第11の報告第6号「農地法第5条の規定による許可処分の取消届の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第6号「農地法第5条の規定による許可処分の取消届の件について」は、議案書の22ページ下段の2件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、願出のとおり事務局長専決により許可処分を取消しました。

○議長 ただいまの報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第6号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。

その他の第1項、「農地利用の最適化推進に関する意見及び平成30年度農業施策並びに予算に関する要望書の提出について」、事務局長より説明をお願いいたします。

○事務局長

農地利用最適化及び農業施策等に関する町への意見の提出をお願いしましたところ、2名の委員より意見の提出をいただきました。

要望内容は、有害鳥獣の対策を講じて欲しい、後継者対策のためにも児童・生徒に農

業体験を増やして欲しい。というものでありました。

今回いただいた意見を含め、以前から懸案となっております、耕作放棄地対策、担い手対策等を加えて、要望書の案を作成しましたので、要望書の概要について説明させていただきます。

要望書内容は要望書のとおり、町長あての農要望事項が5項目、教育長あての学校給食に関する要請事項が2項目でございます。このような内容で町長、教育長あてに要望書を提出してよいか、お諮りいたします。

○議長 ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。発言が無いようですので、「農地利用の最適化推進に関する意見及び平成30年度農業施策並びに予算に関する要望書」を原案のとおり町長に、また、「学校給食における地産地消・食育に関する要請書」を原案のとおり教育長宛に、本日提出することにいたします。

○議長 次に、その他の第2項、「担い手躍進大会について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（岡局長補佐）

別紙通知のとおり、担い手躍進大会が11月9日に予定されており、中嶋幸平氏が「優良認定農業者表彰」を受賞予定となっております。農業委員さんのご参加をお願いします。

○議長 篠原正明農業委員、青木幸一推進委員、事務局での参加をお願いします。

○議長 次に、その他の第3項「農業者年金加入推進について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（岡局長補佐）

農業者年金の新規加入推進を図るため、加入推進用の名簿を配布いたしました。皆さんの近くに未加入者で興味をもっている方がいれば事務局までご紹介をお願いします。

○議長 ただいま説明のありました、農業者年金の新規加入について、耕作放棄地の事を含め推進委員との全体会議の機会を予定していますので、そのような機会に推進委員にも説明をお願いします。

○議長 次に、事務連絡について事務局より説明願います。

【 事務局・・・事務連絡 】

- 1 先進地視察研修について
- 2 ゆうがおマラソン大会壬生菜配布について
- 3 全国農業新聞について
- 4 その他

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年度第4回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時25分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

5 番 _____

6 番 _____